

第二十四号議案

江戸川区スポーツセンター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区スポーツセンター条例の一部を改正する条例

江戸川区スポーツセンター条例（昭和五十六年十月江戸川区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に定める」を「の」に改め、同条第三号中「その他区長」を「前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条中「場合」を「とき」に改める。

第七条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第九条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十条第一項中「終つた」を「終わった」に改める。

第十一条の見出し中「譲渡」を「譲渡等の」に改める。

第十二条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十六条中「の各号」を削る。

別表第一(一)の表大体育室の項中「一二、三四〇円」を「一二、五七〇円」に、

「一六、二五〇円」を「一六、五五〇円」に、「二三、九七〇円」を「二四、四

一〇円」に、「五二、五六〇円」を「五三、五三〇円」に改め、同表小体育室の

項中「四、六三〇円」を「四、七二〇円」に、「六、九九〇円」を「七、一二〇

円」に、「一〇、〇八〇円」を「一〇、二七〇円」に、「二一、七〇〇円」を

「二二、一一〇円」に改め、同表柔道場の項中「二、一六〇円」を「二、二〇〇

円」に、「二、九八〇円」を「三、〇四〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四

〇〇円」に、「九、四六〇円」を「九、六四〇円」に改め、同表剣道場の項中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇四〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「九、四六〇円」を「九、六四〇円」に改め、同表卓球室の項中「三、九一〇円」を「三、九八〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「七、九二〇円」を「八、〇七〇円」に、「一七、二八〇円」を「一七、六〇〇円」に改め、同表会議室（第一）の項中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「五、三五〇円」を「五、四四〇円」に改め、同表会議室（第二）の項中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「五、三五〇円」を「五、四四〇円」に改め、同表和室の項中「五一〇円」を「五二〇円」に、「八二〇円」を「八四〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五一〇円」に改め、別表第一(二)の表温水プール（大）の項中「一〇、〇八〇円」を「一〇、二七〇円」に、「一一、六二〇円」を「一一、八四〇円」に、「二〇、八八〇円」を「二一、二七〇円」に、「五四、二〇〇円」を「五五、二二〇円」に改め、同表温水プール（小）の項中「三、九一〇円」を「三、九八〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「八、五四〇円」を「八、七〇〇円」に、「二三、三五〇円」を「二三、七八〇円」に改め、別表第一備考第一号中「区民」を「江戸川区民」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。